

違反広告物追放推進団体募集 ～違反広告物を追放しよう!～

市では、市民と行政との協働のまちづくりの観点から、道路上のはり紙・はり札等の違反広告物を、市民の皆さんで除却できる制度を設けました。この制度は、除却活動する団体を、市が「違反広告物追放推進団体」として認定し、団体の構成員に除却活動を行っていただくものです。

対象 市内在住・在勤・在学(原則20歳以上)で、2人以上で構成された団体
活動内容 道路上の違反簡易広告物(要綱で規定されているもの)・人力で撤去可能なものを除却する、無償のボランティア活動
条件 市が開催する講習会を受講。活動は必ず2人以上で、市が交付する「推進員証」を携帯し、腕章を着用
その他 活動に必要な道具(ニッパー、手袋等)は市が支給します。活動中の事故に備えて、市がボランティア保険に加入
任期 推進団体の任期は認定後2年間で、以降は更新することができます
応募方法 7月31日(月)までに、申請書(下記窓口にあります)・推進員名簿・活動計画書を、下記へ提出してください。

問い合わせ 都市計画課 ☎38-2109

国道43号環境改善に向けた 社会実験を実施

国道43号の沿道環境改善を図るため、阪神高速5号湾岸線を活用した「環境ロードプライシング社会実験」を実施して、交通実態の変化や沿道環境改善効果等を検証します。



実験区間 阪神高速5号湾岸線(六甲アイランド北出口～天保山出入口)約20km 天保山出入口より東(大阪市内方面)または南(泉佐野方面)の区間を利用した場合は、阪神東線普通区間の割引は適用除外/ 摩耶・京橋・住吉浜からの乗継利用も割引適用/ 2号淀川左岸線島屋出入口・島屋東入口・ユニバーサルシティ出口の利用も割引適用
期間 6月12日～8月11日 割引対象 阪神高速料金区分の大型車(ETC無線通行車に限定) 割引額 5号湾岸線(特定区間含む)阪神西線・東線の大型車通常料金を半額に割引。阪神西線(1,000円 500円)・東線(1,400円 700円) 詳しくは、社会実験ホームページ(<http://www.osaka.kkr.mlit.go.jp/syakaizikken/wangan/index.html>)をご覧ください。

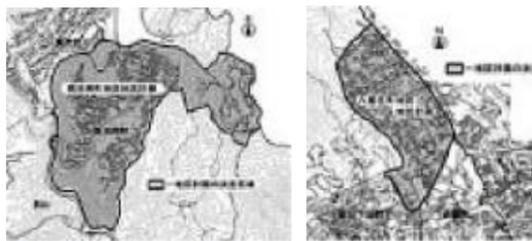
実施団体 国道43号沿道環境改善に向けた社会実験協議会

問い合わせ 都市計画課 ☎38-2109

奥池南町地区地区計画および六麓荘町地区地区計画(原案)の縦覧

「阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の決定」について縦覧します。この案について、土地の所有者および土地に関する利害関係者は、縦覧期間中に市長あてに意見書を提出することができます。

件名 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の決定(奥池南町地区地区計画)芦屋市決定)の市条例に基づく原案の縦覧/阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の決定(六麓荘町地区地区計画)芦屋市決定)の市条例に基づく原案の縦覧
縦覧期間 6月2日～6月15日(平日の執務時間内) 縦覧場所 都市計画課(市役所本庁舎北館3階) 意見書提出先 都市計画課



問い合わせ 都市計画課 ☎38-2109

大切な命と財産を守るために

問い合わせ 消防本部予防課 ☎32-2345

住宅用火災警報器
種類は? 壁掛け用 天井取付け用
電源方式 電池式 AC電源式
住宅用自動火災報知設備

全住宅に「火災警報器」設置が義務化されます

住宅火災の死亡原因の多くは、逃げ遅れによるものです。火災の早期発見に有効であることから、消防法令により、すべ

ての住宅に「火災警報器」の設置が義務付けられました。これにより、新築住宅は本年六月一日から、既存住宅については平成二十三年六月一日までに、全寝室や階段の天井または壁面に、火災警報機を取り付けなければなら

警報器には「NSマーク」がついてい

住宅用火災警報器は、煙や熱を自動的に感知し、音や音声により、火災の発生を知らせるためのものです。火災警報器は、消防設備取扱店、電気量販店、ガス機器店などで販売しています。基準に合格した

<強引な訪問販売にご注意!>
「消防署から取り付けに来た」と言い、言葉巧みに購入を勧めて、販売します。消防署は、「住宅用火災警報器」を販売することはありません。住宅用火災警報器の訪問販売には、クーリング・オフ制度が適用されます。不審な場合には、消費生活相談窓口へお問い合わせください。クーリング・オフとは、購入契約した消費者が、一定の期間内に契約解除ができる制度です。

自動車・原動機付自転車 公売のお知らせ

市税の滞納により差し押さえた自動車・原動機付自転車を、インターネットによるせり売りの方法で公売します。入札にはどなたでも参加できます。

- 【公売物件】
自動車 フォルクスワーゲン・ゴルフC L I
原動機付自転車 スズキ・レッツ
- 【公売日程】
申し込み 6月13日・午前10時～7月4日・午後5時
入札期間 7月11日・午前10時～13日・午前10時まで(中止になる場合あり)
- 【下見会】
日時 6月25日(日)午後1時～4時
会場 市役所南館玄関モニュメント前
その他 駐車場は利用できません。物件の詳細は、公売広報、市ホームページを参照ください。

問い合わせ 収税課 ☎38-2014

平和と人権

平和ポスター募集

世界では、いまま地域や民族などの違いから争いがあつとを絶たず、子どもたちや多くの人々が亡くなったり、傷ついたり、家を壊されたりしています。平和な世界で、みんなが幸せになれるように絵を描いてください。

7月27日から8月16日の間、市民センター空中通路に展示し、『平和』の大切さ・尊さについて考えるきっかけにします。作品は展示後に返却します

対象 市内在住の小学生
応募方法 7月10日(月)までに、画用紙(4ツ切り)作品の裏に 学校名 学年・組 氏名を記入し、郵送または持参で下記へ。全員に参加賞をお渡しします。

問い合わせ 行政経営課 ☎38-2005(〒659-8501 住所不要)

白バラ だより

芦屋市に生まれ育っていないが、恥ずかしいことに、今まで市議会傍聴には行ったことがありませんでした。機会を得て初めて本会議の傍聴に、市役所へ足を運びました。選挙での投票はしていませんが、その後の行政にはほとんど無関心。一市民として、少しでも興味を持つべきだと思いました。行政側の市長や助役らが、傍聴席を向いて座り、議員はこちらに背を向けています。なんだか、自分も議員と一緒に質問している気分。しかも、自分が住んでいる市の問題が目の前でリアルタイムに話し合われているのだから、スリリングでさえあります。選挙時には「わたしたちの清き一票で、明るく住みよい芦屋のまちづくりをしてもらおう」と市政発展を願い、期待をかけて政界へ送り出したはず。だからその後、活動を、チエックするためにも、積極的に傍聴に行きませんか。

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎38-2100